

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例（平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第12号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年11月21日提出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 佐野大輔

記

## 燕・弥彦総合事務組合水道給水条例の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合水道給水条例(平成31年燕・弥彦総合事務組合条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この条において同じ。)又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。